

★報酬額 概算計算表（税込）

●相続手続き基本	・戸籍確認、相続関係説明図作成 33,000円	円
●相続登記	・不動産調査、評価証明取得、登記用の遺産分割協議書作成 44,000円	
○戸籍謄本収集代行	11,000円	円
○協議書の個別発送	相続人1名あたり3,300円加算	円
○人数加算	相続人4名様以上の場合11,000円/人加算	円
○相続登記管轄加算	2つ以上の法務局に申請する場合、33,000円/1ヶ所加算	円
○相続登記名義人加算	1つの法務局に、別の相続人名義を入れる場合、1人22,000円加算	円
○兄弟姉妹相続加算	兄弟姉妹や甥姪が相続人になる（父・母の相続も含む）場合 22,000円加算	円
○数次相続加算	複数の相続が発生している場合、22,000円/1件加算	円
○被相続人複数加算	不動産の名義人（被相続人）が複数の場合、33,000円加算	円
○協議書加算	遺産分割協議書に不動産以外の財産も入れる場合、22,000円加算	円
○筆数加算	土地建物が5筆以上ある場合、11,000円～適宜加算	円
○上申書加算	被相続人の住所証明取れない+権利証がない場合、5,500円加算	円
○法定相続情報証明	・登記と同時 11,000円 ・相続情報証明のみ 22,000円	円
○金融機関の相続	・1件33,000円× 件	円
○証券会社の相続	・1件55,000円× 件	円
○保険会社の相続	・1件55,000円× 件	円
○個別分割金の計算	・相続人1名あたり、22,000円	円
○役所への届出	未登記家屋、山林、農地がある場合、各11,000円加算	円
○外国籍の相続	55,000円加算	円
○相続人が外国在住	33,000円加算	円

●本計算書は概算です。正式な見積書をご確認ください。

報酬	円
登録免許税	円
その他実費	円
合計	円

☆登録免許税は、固定資産税評価額の0.4%です。

☆戸籍謄本、登記簿謄本、速達指定の場合の速達代等実費は、別途必要です。

堺市堺区向陵中町4丁4番7号

司法書士 吉田 浩章

【令和6年11月改定】